

議案第21号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
（病気休暇） 第16条 病気休暇は、原則として、日を単位として承認する。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、当該期間は、連続して90日を超えることができない。 3 病気休暇の期間が連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から起算して1年以内に、その症状等が当該病気休暇の期間における当該病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病（当該明らかに異なる負傷又は疾病が生じた日以後に生じるすべての負傷又は疾病（当該病気休暇に係る負傷又は疾病を除く。）をいう。以下この項から第7項までにおいて「特定負傷等」という。）のため療養する必要が生じ、又は当該病気休暇の承認期間中に生じた特定負傷等のため90日に達した日後においても引き続き療養する必要があるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、当該特定負傷等に係る病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定負傷等に係る病気休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。 4 特定負傷等に係る病気休暇以外の病気休暇（以下この項において「当初の病気休暇」という。）に係る第2項ただし書及び前項の規定の適用については、当初の病気休暇の承認を受けた職員が当該当初の病気休暇の期間の末日の翌日から起算して1年以内に再び病気休暇（特定負傷等によるものを除く。以下この項において「再度の病気休暇」という。）を使用したときは、当該当初の病気休暇の期間及び再度の病気休暇の期間は連続しているものとみなす。 5 特定負傷等に係る病気休暇に係る第3項の適用については、特定負傷等に係る病気休暇の承認を受けた職員が当該特定負傷等に係る病気休暇の期間の末日の翌日から1年以内に再び特定負傷等に係る病気休暇を使用したときは、特定負傷等に係るすべての病気休暇の期間は連続しているものとみなす。 6 第3項の規定にかかわらず、特定負傷等によ	（病気休暇） 第16条 病気休暇は、原則として、日を単位として承認する。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、当該期間は、連続して90日を超えることができない。 3 病気休暇の期間が連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から起算して1年以内に、その症状等が当該病気休暇の期間における当該病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病（以下この項及び次項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要が生じ、又は当該病気休暇の承認期間中に生じた特定負傷等のため90日に達した日後においても引き続き療養する必要があるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、当該特定負傷等に係る病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定負傷等が生じた日以後における病気休暇の期間は、連続して90日を超えることはできない。 4 第2項ただし書及び前項の規定の適用については、病気休暇の承認を受けた職員がその病気休暇の期間の末日の翌日から起算して1年以内に再び病気休暇（特定負傷等によるものを除く。）を使用したときは、前後の病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

り療養を要する期間が90日を超える場合は、当該特定負傷等を当該特定負傷等以外の負傷又は疾病とみなして第2項ただし書及び第4項の規定を適用した場合に承認できる期間の病気休暇を承認することができる。ただし、一の負傷又は疾病（当該特定負傷等のうち当該負傷又は疾病と明らかに異なる負傷又は疾病を除いたものをいう。）に係る病気休暇は、連続して90日を超えることができない。	
7 病気休暇の期間が90日未満である場合の当該期間の末日の翌日から1年以内に当該病気休暇に係る負傷又は疾病と明らかに異なる負傷又は疾病により療養を要する場合の病気休暇は、第3項及び前2項に規定する特定負傷等に係る病気休暇とみなして第3項及び前2項の規定を適用する。	
8 第2項ただし書及び第3項から第5項までの規定は、地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用期間中の職員及び同条2項に規定する臨時的に任用された職員には適用しない。	5 第2項ただし書及び前2項の規定は、地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用期間中の職員及び同条2項に規定する臨時的に任用された職員には適用しない。
9 地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされ、当該休職の期間（当該休職に引き続く休職の期間がある場合は、当該引き続く休職の期間。以下この項及び次項において同じ。）が満了した職員について、当該休職の期間の末日の翌日から起算して1年以内に病気休暇を使用できる場合は、その症状等が当該休職の期間における当該休職に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病（次項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限るものとする。	6 地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされ、当該休職の期間（当該休職に引き続く休職の期間がある場合は、当該引き続く休職の期間。以下この項及び次項において同じ。）が満了した職員について、当該休職の期間の末日の翌日から起算して1年以内に病気休暇を使用できる場合は、その症状等が当該休職の期間における当該休職に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病（次項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限るものとする。
10 第2項ただし書及び前項の規定の適用については、特定負傷等が当該休職の期間に生じたときは、第2項ただし書に定める日数から、当該特定負傷等の生じた日から当該休職の期間の末日までの期間を減ずるものとする。	7 第2項ただし書及び前項の規定の適用については、特定負傷等が当該休職の期間に生じたときは、第2項ただし書に定める日数から、当該特定負傷等の生じた日から当該休職の期間の末日までの期間を減ずるものとする。
11 病気休暇を請求するときは、別に定める場合を除き、請求の都度、医師の証明書を提出しなければならない。 （子の看護休暇）	8 病気休暇を請求するときは、別に定める場合を除き、請求の都度、医師の証明書を提出しなければならない。 （子の看護休暇）
第22条の2 子の看護休暇は、<u>12</u>歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）、予防接種の付き添い又は健康診断の付き添いのため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	第22条の2 子の看護休暇は、<u>9</u>歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）、予防接種の付き添い又は健康診断の付き添いのため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

備 考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 34 号）第 16 条第 1 項の規定により承認された病気休暇は、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第 16 条により承認された病気休暇とみなす。この場合において、改正後の規則第 16 条第 3 項により、承認することができる病気休暇の期間が 90 日に達しないときにおける当該病気休暇を承認できる期間は、90 日以内の必要な期間とする。

3 前項後段の規定にかかわらず、改正後の規則第 16 条により承認する病気休暇に係る負傷又は疾病がこの規則による改正前の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第 16 条により承認された病気休暇に係る負傷又は疾病と明らかに異なるものといえない場合は、この規則の施行の日の前後を通じ 90 日を超え病気休暇を承認することはできない。